

平 戸 市 監 査 公 表 第 76 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

平成 24 年 4 月 5 日

平戸市監査委員 久 岡 一 夫

平戸市監査委員 近 藤 芳 人

第 1 監査の対象

農林水産部農林課

第 2 監査の期間

平成 24 年 1 月 30 日から 1 月 31 日まで 2 日間

第 3 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査

(2) 監査の対象とした事項

平成 22 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第 4 監査の方法

今回の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

(1) 収入に関すること

収入事務が適法・適正に行われているか。

収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

(2) 支出に関すること

違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。

予算目的に反する支出はないか。

特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。

契約の方法及び内容は適正か。

(3) 庶務関係事務

公印の管理状況

備品台帳等備付諸帳簿の整備状況

文書の処理、整理保存状況

(4) 補助金関係

補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

(5) 建設工事関係

工事請負関係事務は適正に行われているか。

第5 監査の結果

監査の対象とした平成22年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、適正に執行されていた。また、今回は県下他市の農林事業関係の不祥事に関連し、急遽、所管事業の定期監査に加え随時監査も実施した。対象となった公金外現金の出納事務に職員が携わる5事業の収支精算業務は問題なく事務処理されていることを認めた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。

指摘事項等は次のとおりである。

【指導事項】

林業団体育成支援事業補助金において、大野生産森林組合など17の森林組合が平戸市生産森林組合連合会へ補助金申請及び受領権限を委任して処理しているが、当該補助金は、あくまで各団体に対する補助であることに鑑み、農林課が各団体からの提出書類一切を個々に審査し、提出書類を保管すべきである。

林業団体育成支援事業補助金において、北松森林組合へ35万円の運営補助金を支出しているが、佐世保市が補助金を出さなくなるなど補助のあり方については見直しが必要であると思われる。

第6 むすび

農林業は本市の基幹産業の一つである。現在、農林課は農家経営の安定と農村の

活性化を目指して、イノシシの被害防止対策、農業者戸別所得補償制度の新規導入、全国和牛能力共進会長崎県大会への参加など諸事業に取り組んでいる。

本課の事業内容の特色は、各種団体や個人に対する補助金等の件数が多く、市費1億7千万円以上（国県支出金を除く。）が交付されている。これらの補助金等の交付事務にあっては、引き続き効率性や経済効果を第一に取り組みたい。

今後においては、農業振興地域整備計画の見直しも進められるなど、本市の総合計画に基づき、より良い農業者の生産活動の場の充実を図られたい。

< 参考 > 指摘事項等の定義

区分	指摘事項	指導事項	意見
根拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果（指摘等）に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	-

【参照条文】地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。